

**那須塩原市犯罪被害者等支援条例（案）に対する  
パブリックコメント（市民意見募集）の結果について**

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和4年7月1日（金）から令和4年8月1日（月）まで
- (2) 意見提出者数 2人
- (3) 意見件数 4件
- (4) 提出方法

提出方法	直接書面	郵送	ファックス	電子メール	計
人数	2人	0人	0人	0人	2人

2 提出された意見と考え方

那須塩原市犯罪被害者等支援条例（案）に対する意見募集をした結果、4件御意見をいただきました。

これらの御意見と市の考えは以下のとおりです。

番号	該当の頁	意見要旨	市の考え方
1	4	（相談及び情報の提供等）について第7条「関係機関等との連絡調整を行うものとする」を「個々の事案に応じ関係機関等、支援を行う団体及び支援に関係する団体と支援チームを構成するなど、連絡調整にとどまらない実体的な支援体制をその都度構築するものとする」と、連絡調整だけでない実務的な支援方法を明記することが望ましいと考える。	第7条は、犯罪被害者基本法第11条「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。」という内容を踏まえた条文です。 市は、この7条により、犯罪被害者等の様々な問題について相談に応じるとともに、御意見にありますように連絡調整にとどまることなく犯罪被害者等が必要とする支援に関係する庁内の部署や関係機関と連携協力しながら、個々のケースに応じた具体的な支援を講じてまいります。
2	4	（見舞金の支給）について第8条2項「前項の規定による見舞金の支給に関して必要な事項は、規則で定める。」とあるが、給付の対象は死亡、障害だけでなく、心の疾患についても対象となることが望ましいと考える。	規則で定める重傷病では精神疾患も対象としています。

3	<p>4 (安全の確保)について</p> <p>第9条 「市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に関する個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。」と、あるが犯罪被害者等支援条例に付随し、再犯防止等の推進に関する法律第8条 地方再犯防止推進計画に基づき、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画「地方再犯防止推進計画」の整備が必要と考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
---	--	--------------------

自由意見（該当ページ指定なし）

番号	意見の要旨	市の考え方
4	<p>犯罪等の事件に関わる関係者に対しての事件後の対応方法において、犯罪事件の加害者側に対する処遇内容等は、事件の罪に対しての反省に向き合わせる処遇内容に合わせ再犯等を起こさせないようにとの配慮から、現状においてはかなり手厚い処遇で対応がされているように感じ取れるところです。</p> <p>一方被害者側の立場にある方々への支援については、犯罪被害者等基本法による法の整備はされたものの、県の市町の地方自治体等の支援体制整備の基本とすべく条例制定等を急ぐべきと思います。</p> <p>条例整備のうえできめ細かな心配りの出来る行政の取組みをされることを望むものです。今回の犯罪被害者等支援条例制定に賛成です。</p> <p>さらには、現在加害者等に処遇されている更生保護行政全般の取組みと同様に、犯罪被害者等基本法が、実行性のある「法」に整備されていくことを希望し、市の犯罪</p>	<p>那須塩原市犯罪被害者支援条例策定について御理解及び御支援いただきましてありがとうございます。</p>

	<p>被害者等支援条例整備を望みます。</p> <p>更生保護法等関係の法律が、長い年月を費やして整備され、内容が充実した法律になっていることは、それらを支えるボランティア組織の充実が加わっての成果が出ているものと思います。</p> <p>今後の犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等支援条例の相乗効果によって犯罪被害者に対する支援が充実されることを期待したいものです。</p>	
--	--	--